

氏名(本籍) ^{はら た しんいちろう} 原 田 伸一朗 (愛知県)
 学位の種類 博士(情報学)
 学位記番号 博甲第4813号
 学位授与年月日 平成20年3月25日
 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
 審査研究科 図書館情報メディア研究科
 学位論文題目 ヴァーチャリティ規制の法理

主査	筑波大学教授	山本 順一
副査	筑波大学教授	薬袋 秀樹
副査	筑波大学准教授	新保 史生
副査	筑波大学教授	黒古 一夫
副査	日本大学教授	池村 正道

論文の内容の要旨

この論文は、‘はじめに’のところで明らかにされているように、“ヴァーチャル‘児童ポルノ’”を研究対象としている。つまり、ほんとうの‘児童ポルノ’とは異なり、実写ではなく創作された児童ポルノのまがい物、具体的にはコミケ(マンガ同人誌の展示即売会)で販売されている童顔巨乳の少女をヒロインとするポルノコミックを念頭においている。

‘1.「児童ポルノ」というトポス’では、実写の‘児童ポルノ’の犯罪該当性と‘萌え’の対象となる‘まがいもの児童ポルノ’表現物を対置している。‘児童’という存在が保護を要求し、デモクラシーの構成に大きくかわるといふ。

‘2.「児童ポルノ」規制の前提条件’においては、‘子ども’という存在について検討する。‘子ども’は、行為能力、意思能力を備えた‘大人’と区別され、独立した主体とは取扱えない。最近の日本では児童虐待が顕在化し、珍しくなくなり、国家の介入を要請されている。児童の保護と児童自身の自律の調和が求められており、そのことは児童の権利条約、少年法の改正動向、出会い系サイト規制法などにうかがえる。

‘3.「児童ポルノ」規制の成立’では、アメリカの立法、判例を参照しつつ、まがいもの‘児童ポルノ’、すなわち‘キャラクター児童性表現’の規制可能性について論じている。‘わいせつ’では規律できない‘児童ポルノ’概念の生成、児童の権利条約等とパラレルに展開した発展期、児童のように見えるポルノ規制への拡大期に時期区分し、児童ポルノ規制の合憲性と保護法益について検討する。

‘4.ポルノコミック規制への展開’では、日本での青少年保護のための‘有害図書追放運動’からはじまることを指摘し、その後の国、地方の経緯を述べる。そして、ポルノコミックの‘わいせつ’性が問題となった「密室」事件にふれ、‘わいせつ’と‘有害’の混同を指摘する。社会全体に不安感が漂うなかで、‘セキュリティ’が重視され、性表現についても規制訓練型権力介入からリスク回避の環境管理型権力行使に変化しつつあることとその有効性、危険性を明らかにしている。

‘5.「わいせつ」「児童ポルノ」「有害」三体問題の解決’においては、最高裁の‘わいせつ’性判断、青少年に対する‘有害’規制の合憲性と成人の利益との遮断などが解説されている。

‘6. ヴァーチャリティの現実化危機’においては、五感を動員して楽しむビデオゲームやマンガ、アニメの児童や成人への影響を検討し、学説等ではその影響が否定されているにもかかわらず、社会的には懸念がもたれていることを指摘し、マンガ、アニメなどの表現志向性、侵害志向性、法益侵害性について考察している。

‘7. 「萌え」のリアリティ／ヴァーチャリティ’では、アニメ絵の奇形美少女キャラクターや美少女ゲーム、そこから派生するコスプレ、フィギュアのセクシャリティについて検討している。

‘おわりに’では、形式的論理では線描画エロマンガ、ポルノコミックは児童ポルノ規制の射程距離にはないとしながら、そこから‘湧き立つリアリティ’を正直に吐露しており、規制が及ぶおそれを認識しているようである。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本稿は、「ヴァーチャリティ規制の法理」などともっともらしいタイトルが付けられ、学術的な装いをとっているが、彼のこの研究の原点は非常に素直なもので、第7章の「‘萌え’のリアリティ／ヴァーチャリティ」において説いているところにあり、伝えたいことの大部分もここにあると信じている。

著者は、この国の公権力がまったくの空想の産物に過ぎない‘エロ同人誌’やインターネットに氾濫している‘アニメ絵’の仮装少女・擬似児童キャラクターに対して、あろうことか‘児童ポルノ’と半ば同列に規制されるかもしれないという馬鹿げた風潮を腹立たしく思い、このような社会の一部の動きに対抗する論理を提示することが彼の使命と思えたのだろうと思う。‘目が大きく、鼻・口が小さく、短躯で不釣り合いな巨乳’をもつ平面的な女性の線描画にあふれんばかりの‘萌え’（セクシャリティ）を感じ性の代償的満足を感じてしまう正統派オタクは、現実の年端もゆかぬ生身の少女に危害を及ぼす危険性などあるはずがないといたいのである。

愛くるしい童女の敵であるペドファイル（小児性愛狂）がその猟奇的性嗜好の対象とする‘児童ポルノ’は実写のはずで、そこには‘虐待’‘性的搾取’の歴然とした証拠が記録されており、それゆえに童女の個人的法益が見事に侵害されており、児童買春・児童ポルノ処罰法の対象とされると本稿のいたるところで論じている。ギリシア悲劇を持ち出し、デモクラシーを児童を保護する親の姿と重なり合う社会構造に収斂させてしまうのはついてゆけないが、児童ポルノ規制の合理性を対極に据えようとするのは分かる。この論文では、一方において‘児童ポルノ’という概念を切札にしつつも、女子少年に対する現実の‘性的搾取’‘虐待’について、‘児童ポルノ’が想定するような単純なものではなくて、出会い系サイト規制法が想定せざるを得なかったような女子少年への帰責可能性に言及しているところにも検討の深さが認められる。

「密室」事件のように、‘いやらしい’性行為を描くマンガや画像について、善良な性風俗の維持を阻害する社会的法益侵害をもたらす、裁判所が‘わいせつ’と決めつけ、表現行為を規制することがある。また、青少年の健全育成の観点から、一定の性表現を‘有害’として、青少年のアクセスから遠ざける‘ゾーニング’規制も許される。原田氏は、刑罰で迎え撃つ刑事法的な対応を‘法的’対応と呼び、流通等の行政法的規制を‘非法’的対応というのであるが、対象者の権利義務が拘束されることからすれば同一平面の議論となる。成人を含むすべてを射程に含む‘わいせつ’と青少年だけを対象とする‘有害’を連続的にとらえるのも奇異に感じた。適切な措置かどうかはともかく、青少年保護の‘有害’指定は‘わいせつ’の法的判断を経由せず行い得るし、現にそうである。

原田氏の擁護する‘美少女エロアニメ’、ポルノミミックに戻ろう。モデルが実在しなくても、現実の少女に出来るだけ似せて描き、CGやヴァーチャル・リアリティ技術を用いて実在感のあるものにしてしまえば、アメリカでも議論されたと説くように、‘児童ポルノ’と等価な外観をもち、社会にそのような趣味関心を

そそりたてるので‘児童ポルノ’規制が発動される余地がでてくる。ところが、記号化された‘アニメ絵文法’にのっとる2.5次元にとどまる‘美少女エロ姿態’画については、ストーリー性に要件該当性がなければ、‘わいせつ’規制は届かず、青少年保護の‘有害’指定よりも、場合によっては‘児童ポルノ’規制がもっとも発動しやすいかのような動きになっていることはおかしいという原田氏の主張には十分な説得力がある。この国の政府は、国内で奇形美少女コミックに規制の網をかけようとしている。しかし、このポルノコミックには十分な国際的競争力があるようだ。そのことをわきまえずにアニメ振興策を展開しようとしているかに見えるこの国の文化行政をも揶揄している。

身近な素材をつぶさに検討する過程で、関係する多くの文献を渉猟し、外国法についても考察を加えた力作である。

よって、著者は博士（情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。